

## 鹿児島純心女子短期大学「江角学びの交流センター」規程

### (設置)

第1条 この規程は、鹿児島純心女子短期大学学則第52条及び第53条に基づき、鹿児島純心女子短期大学「江角学びの交流センター」（以下「センター」という。）に関する事項を定める。

2 センターは、鹿児島市唐湊4丁目22番1号 鹿児島純心女子短期大学内に置く。

### (目的)

第2条 センターは、創立者シスター江角ヤスが掲げたキリスト教ヒューマンイズムの理念に基づき、地域住民に本学の教育研究活動の成果を広く開放し、学びの機会を提供するとともに生きがいに貢献するさまざまな事業を行う。もってコミュニティ共生社会の創造・発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため以下の事業を行う。

- (1) 調査・研究の企画及び実施
- (2) 生涯学習プログラムの開発・実施
- (3) 研究会、研修会、講演会、講習会、公開講座及び純心市民講座等の実施
- (4) 文献、資料及び情報の収集、制作及び提供
- (5) センター紀要等の発行
- (6) 諸団体との連携及び市民活動の支援
- (7) その他広報活動等センターの目的達成に必要な事業

### (専門機関)

第4条 コミュニティ共生社会の創造・発展を支援するためにセンターに次の専門機関を置く。

- (1) 生涯学習支援室
- (2) こどもの未来支援室
- (3) 地域貢献推進室
- (4) 地域人間科学研究所

2 生涯学習支援室は、生涯学習支援に関する調査・研究、生涯学習支援プログラムの開発及び公開講座等の企画・実施を目的とする。

3 こどもの未来支援室は、こどもの発達支援に関する調査・研究を行い、こどもの発達支援プログラムの開発及び公開講座等の企画・実施を目的とする。

4 地域貢献推進室は、地域社会と当センターならびに全学的組織を結ぶ窓口としての機能を有し、地域貢献事業を推進することを目的とする。

5 地域人間科学研究所は、地域・人間・科学に関する調査・研究を行い、コミュニティ共生社会のプログラムを開発することを目的とする。

### (所員及び任務)

第5条 センターにセンター長、地域人間科学研究所長1名、センター次長2名、事務局長1名、総務課長1名、センター所員（教職員）若干名を置き、その任務は、次のとおりとする。

(1) センター長は、センターを代表し、センターの事業を統括するとともに地域人間科学研究所の所長を併任してその運営に従事する。また、センターの運営及び事業については随時教授会に報告する。

(2) センター次長は、センターの事業全般についてセンター長を補佐し、所管する専門機関（生

涯学習支援室、こどもの未来支援室)の運営に従事する。

(3) 事務局長は地域貢献推進室を統括し、地域貢献事業の全学的な取組を推進する。

(4) 総務課長は、センターの事務を統括する。

(5) 事務職員は、センターの事務に従事する。

(センター所員会議)

第6条 センターの事業を円滑に推進・実施するため、センター長はセンター所員会議を招集する。センター所員会議の決定事項は、学長の承認を得て、センター長がセンター運営の充実に資する。

2 センター所員会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) センター長

(2) センター次長

(3) 事務局長および総務課長

(4) センター所員

(5) その他学長が委嘱する者若干名

3 センター所員会議は、次に掲げる事項について審議する。

(1) センターの事業の企画及び実施に関する事項

(2) 専門機関の事業の開催及び実施に関する事項

(3) センターに関する規定の制定及び改廃に関する事項

(4) センターの予算に関する事項

(5) その他、センターの運営のために必要な事項

4 センター所員会議の会議、その他必要な事項は、別に定める

(評議員会)

第7条 センターの事業を改善・推進するため、年1回、評議員会を開催する。評議員会ではセンターの各種事業および地域貢献活動全般について広く意見交換し、その提言等は学長の承認を得て、センター長が今後のセンター運営の発展・充実に資するものとする。

2 評議員会は学外評議員、学長、副学長、事務局長、センター長および次長をもって構成する。学外評議員は有識者および関係諸団体の中から学長が委嘱する者若干名をもって構成する。

(修了証)

第8条 純心市民講座の講座において、所定の課程を3分の2以上出席した者には、修了証を交付する。

(単位修得)

第9条 純心市民講座の講座において、単位修得の可能な科目については、受講者の希望により、条件を満たした者に対して試験を行い、合格者には鹿児島純心女子短期大学学則第13条及び第49条の基準による単位を与え、単位修得証明書を交付することができる。

(履修証明プログラム)

第10条 学校教育法第105条の規定に基づき、本学所定の履修証明プログラムを修めた者には、履修証明書を交付することができる。

(改正等)

第11条 この規程の改廃は、センター所員会議の議を経て理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 この規程は、平成20年9月1日より施行する。
- 2 鹿児島純心女子短期大学地域人間科学研究所規程は前項同日廃止する。
- 3 この規程は、平成21年4月1日より施行する。
- 4 この規程は、平成27年4月1日より施行する。